



山形県公報

平成22年4月9日(金)
第2133号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                           |                 |      |
|---------------------------|-----------------|------|
| ○地方税の収納の事務の委託             | (税 政 課)         | …482 |
| ○生活保護法による指定医療機関の指定        | (健康福祉企画課)       | …483 |
| ○生活保護法による指定施術機関の指定        | ( 同 )           | … 同  |
| ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出     | ( 同 )           | … 同  |
| ○生活保護法による指定医療機関の変更の届出     | ( 同 )           | …484 |
| ○生活保護法による指定介護機関の指定        | ( 同 )           | … 同  |
| ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出     | ( 同 )           | … 同  |
| ○生活保護法による指定介護機関の変更の届出     | ( 同 )           | …485 |
| ○指定居宅サービス事業者の指定           | (最上総合支庁地域保健福祉課) | …486 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定         | ( 同 )           | … 同  |
| ○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止   | ( 同 )           | …487 |
| ○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止 | ( 同 )           | … 同  |
| ○土地改良区の定款変更の認可            | (庄内総合支庁農村計画課)   | … 同  |
| ○山形県国土利用計画の変更             | (用 地 課)         | … 同  |
| ○市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧    | (都市計画課)         | …502 |
| ○都市計画の変更                  | ( 同 )           | … 同  |
| ○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧 | ( 同 )           | …503 |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | …504 |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | …505 |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | …506 |
| ○都市計画事業の変更の認可の告示          | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |
| ○同                        | ( 同 )           | …507 |
| ○同                        | ( 同 )           | … 同  |

### 公 告

|                |               |      |
|----------------|---------------|------|
| ○大規模小売店舗の変更の届出 | (商業・まちづくり振興課) | … 同  |
| ○同             | ( 同 )         | …508 |
| ○一般競争入札の公告     | (建設企画課)       | …509 |

## 告 示

### 山形県告示第343号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した収納事務  
県税（個人事業税、不動産取得税、自動車税及び鉾区税に限る。）に係る徴収金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地

| 名 称                | 所 在 地                    |
|--------------------|--------------------------|
| 地銀ネットワークサービス株式会社   | 東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号        |
| 株式会社山形銀行           | 山形市七日町三丁目1番2号            |
| 株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン | 東京都港区六本木一丁目8番7号          |
| 国分グロースチェーン株式会社     | 東京都中央区日本橋一丁目1番1号         |
| 株式会社コストア           | 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号       |
| 株式会社コストアイースト       | 茨城県土浦市小松二丁目13番1号         |
| 株式会社サークルKサンクス      | 愛知県稲沢市天池五反田町1番地          |
| 株式会社しんきん情報サービス     | 東京都港区港南一丁目8番27号          |
| 株式会社スリーエフ          | 神奈川県横浜市中区日本大通17番地        |
| 株式会社セイコーマート        | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地    |
| 株式会社セーブオン          | 群馬県前橋市亀里町900番地           |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン  | 東京都千代田区二番町8番地8           |
| 株式会社デイリーヤマザキ       | 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号       |
| 株式会社ファミリーマート       | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号         |
| 株式会社ポプラ            | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 |
| ミニストップ株式会社         | 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地        |
| 株式会社ローソン           | 東京都品川区大崎一丁目11番2号         |

- 3 委託期間 平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地    | 指定年月日      |
|---------------|---------------|------------|
| 医療法人社団 荒木歯科医院 | 新庄市城西町5番16号   | 平成22. 2. 2 |
| 門 脇 薬 局       | 山形市木の実町2番16号  | 同 2. 19    |
| さくらこころのクリニック  | 酒田市東大町二丁目6番4号 | 同 3. 1     |

## 山形県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称      | 開設者     | 指定施術機関の所在地     | 指定年月日       |
|----------------|---------|----------------|-------------|
| ふれあい心のサービス 山形店 | 田 中 真 司 | 山形市清住町二丁目6番24号 | 平成21. 12. 4 |
| あんま屋本舗         | 武 田 全 賀 | 山形市江南二丁目4番25号  | 平成22. 3. 15 |

## 山形県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日      |
|-----------------|---------------|------------|
| 荒 木 歯 科 医 院     | 新庄市城西町5番16号   | 平成22. 2. 1 |
| さくらこころのクリニック    | 酒田市字山田32番地の1  | 同 2. 28    |
| 小 林 整 形 外 科 医 院 | 酒田市浜田一丁目7番48号 | 同 2. 28    |
| 三 浦 医 院         | 山形市相生町8番22号   | 同 3. 1     |

**山形県告示第347号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
至誠堂訪問サービスセンターコスモス  
山形市旅籠町一丁目7番23号
- (2) 届出の内容

| 指定医療機関の所在地 |                | 変更年月日      |
|------------|----------------|------------|
| 変 更 前      | 変 更 後          |            |
| 山形市桜町4番10号 | 山形市旅籠町一丁目7番23号 | 平成22. 3. 1 |

**山形県告示第348号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称           | 施設又は実施する事業の種類                | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日       |
|---------------------|------------------------------|----------------|-------------|
| グループホーム「民間介護の家ひより」  | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 | 酒田市船場町一丁目7番30号 | 平成22. 2. 18 |
| グループホーム「民間介護の家たくせい」 | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護 | 酒田市北新町一丁目1番43号 | 同           |
| さくらこころのクリニック        | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導     | 酒田市東大町二丁目6番4号  | 同 3. 1      |

**山形県告示第349号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地   | 廃止年月日       |
|--------------|--------------------------|--------------|-------------|
| さくらこころのクリニック | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 酒田市字山田32番地の1 | 平成22. 2. 28 |

## 山形県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ケアプランセンター竹とんぼ  
東置賜郡高畠町入生田2057番地2

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称       |               | 変更年月日      |
|-----------------|---------------|------------|
| 変更前             | 変更後           |            |
| 居宅介護支援センター浜かんだし | ケアプランセンター竹とんぼ | 平成21. 6. 1 |

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ケアプランセンター竹とんぼ  
東置賜郡高畠町入生田2057番地2

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地          |                   | 変更年月日      |
|---------------------|-------------------|------------|
| 変更前                 | 変更後               |            |
| 米沢市アルカディア一丁目808番地18 | 東置賜郡高畠町入生田2057番地2 | 平成19. 1. 1 |

## 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

地域包括支援センターかがやき  
山形市旅籠町一丁目7番23号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地 |                | 変更年月日      |
|------------|----------------|------------|
| 変更前        | 変更後            |            |
| 山形市桜町4番10号 | 山形市旅籠町一丁目7番23号 | 平成22. 3. 1 |

## 4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

さふらん山形南店  
山形市西田二丁目24番46号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地  |                | 変更年月日      |
|-------------|----------------|------------|
| 変 更 前       | 変 更 後          |            |
| 山形市南四番町2番4号 | 山形市西田二丁目24番46号 | 平成22. 3. 1 |

## 5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

至誠堂ホームヘルパーステーション  
山形市旅籠町一丁目7番23号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地 |                | 変更年月日      |
|------------|----------------|------------|
| 変 更 前      | 変 更 後          |            |
| 山形市桜町4番10号 | 山形市旅籠町一丁目7番23号 | 平成22. 3. 1 |

## 6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

至誠堂訪問サービスセンターコスモス  
山形市旅籠町一丁目7番23号

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地 |                | 変更年月日      |
|------------|----------------|------------|
| 変 更 前      | 変 更 後          |            |
| 山形市桜町4番10号 | 山形市旅籠町一丁目7番23号 | 平成22. 3. 1 |

## 山形県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類  | 指定年月日       |
|------------------------|-----------------------------------|----------|-------------|
| 社会福祉法人舟和会              | 地域密着型介護老人福祉施設ほなみ<br>最上郡舟形町舟形42番地1 | 短期入所生活介護 | 平成22. 3. 30 |

## 山形県告示第352号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                       | サービスの種類          | 指定年月日       |
|----------------------|-----------------------------------|------------------|-------------|
| 社会福祉法人舟和会            | 地域密着型介護老人福祉施設ほなみ<br>最上郡舟形町舟形42番地1 | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 平成22. 3. 30 |

**山形県告示第353号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                   | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------|-----------------------------------------------|---------|-------------|
| アサヒサンクリーン株式会社      | アサヒサンクリーン株式会社<br>大手町デイサービスセンター<br>新庄市大手町2番83号 | 通 所 介 護 | 平成22. 4. 30 |

**山形県告示第354号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                   | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|----------------------|-----------------------------------------------|----------|-------------|
| アサヒサンクリーン株式会社        | アサヒサンクリーン株式会社<br>大手町デイサービスセンター<br>新庄市大手町2番83号 | 介護予防通所介護 | 平成22. 4. 30 |

**山形県告示第355号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
月光川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地
- 3 認可年月日  
平成22年3月29日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第356号**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項の規定により、山形県国土利用計画の全部を次のとおり変更した。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県国土利用計画

## 前文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、山形県の区域について定める国土（以下「県土」という。）の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び山形県土地利用基本計画の基本となるものである。

## 第1章 県土利用の現状と基本的条件の変化

## 1 県土利用の現状

## (1) 県土の概要

本県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面している。北は秋田県、東南は宮城、福島 の両県、西南は新潟県にそれぞれ隣接し、東西約97km、南北約164kmで東西に狭く南北に長い。総面積<sup>※</sup>は、9,323km<sup>2</sup>で全国第9位、東北6県で第5位の広さとなっている。

奥羽山脈、出羽山地及び越後山脈との間には、米沢、山形、新庄等の盆地が広がり、日本海沿岸に庄内平野を展開し、これを最上川が貫流して日本海に注ぐ。母なる川「最上川」の流域には県民の多くが居住し、緑豊かな大地と清流の恵みを受けている。

蔵王、月山、鳥海、吾妻、飯豊、朝日などの秀麗な山々がそびえ、広大なブナ林が広がっている。全長約135kmの海岸線を有し、沖合約39kmには本県唯一の離島である飛島がある。

このように本県は、農地や樹林地、里山、集落、市街地、海岸線、山々などの土地利用の編み目が綾をなし、美しい県土を形成している。

※（注）県土の面積は、国土交通省国土地理院「平成20年全国都道府県市区町村別面積調」による。但し、一部、境界未定のために、総務省統計局の推計を含む。

## (2) 土地利用の動向

平成19年における県土利用の状況を見ると、森林が71.8%、農用地が13.4%、原野が0.1%、宅地が3.0%、道路が2.8%、水面・河川・水路が2.7%、その他が6.3%となっている。

近年の土地利用の動向を見ると、農地、原野が減少し、宅地や道路等への土地利用転換が進むとともに、耕作放棄地の面積が増加している。

人口集中地区（D I D）については、面積は拡大が続いているが、近年は頭打ちの状況にあり、人口は平成7年をピークとして減少が続いている。

また、地価については、地域経済の低迷や人口減少により土地需要は弱含みで推移していることなどから、下落が続いている。

## 2 県土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、本県の県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

## (1) 少子高齢化を伴う人口減少

地域活性化のバロメーターである本県の人口は、全国よりも早く平成8年から減少傾向に転じており、平成19年には120万人を割り込み、以後も減少が続いている。

本県の合計特殊出生率は、長期低下傾向にあることから、高齢化の進行とともに、今後とも、人口減少の加速化が懸念される。

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成19年5月推計）では、本県の将来人口は平成27年には113.4万人、平成42年には100万人を割り込み97.9万人と予測されている。また、本県の年少人口（0～14歳）割合は、平成27年には11.9%（全国平均11.8%）、平成42年には10.6%（全国平均9.7%）まで減少する一方、65歳以上の老年人口割合は、平成27年には30.2%（全国平均26.9%）、平成42年には35.5%（全国平均31.8%）と全国平均を上回る速さで高齢化が進むと予測されている。世帯数については、これまで増加を続けていたものの、今後減少に向かうものと予測されている。

このような少子高齢化を伴う人口減少は、高齢者数の増加と労働力人口の減少をもたらし、生産や消費といった経済面や市街化圧力の低下や土地利用転換の動きの弱まりなどの土地利用面への影響、地域コミュニ

ティ機能の弱体化、社会保障制度の不安定化、税財源の減少による公共サービスの縮小など、県民の生活全般に大きな影響を及ぼす重要な課題である。

#### (2) 郊外化の進展と中心市街地の空洞化

自家用車に依存したライフスタイルによる県民の生活圏の広域化や大規模集客施設の郊外への出店による新たな商業集積や市街地形成、人口の減少に伴う購買者数の減少等により、中心市街地では空店舗や空地が増加し、中心市街地のかつての賑わいは薄れてきている。

新たに商業集積された地域においても、今後の経済状況等の変化に伴う大規模集客施設の撤退等による空店舗・空地の増加が危惧される。

#### (3) 県土の管理水準低下の危惧

農産物価格の低迷や後継者不足等により県内の耕作放棄地は増加しており、適正な農業生産活動及び農地の保全を通じて発揮される多面的機能の低下が懸念される。

森林については、木材価格の低迷や担い手不足等により適切に管理されない森林が増加し、林齢の高い森林が増加しつつある。加えて病害虫被害等の拡大により、森林の持つ多面的機能である自然災害の防止や水源のかん養機能等の低下、生態系への影響が危惧される。

#### (4) 広域交通網の整備・進展

広域交通体系の整備は、他地域への時間的距離を短縮させ、県民の生活圏の広域化とともに、他地域との交流・連携の活発化につながる。

本県における広域交通体系については、山形新幹線新庄延伸や高速道路等の幹線道路の整備により着実に進んできている。

しかし、本県の高速度道路供用率は平成21年末で50%にとどまっており、全国平均73%、東北平均73%に比し低く、ネットワークも分断されている状況にある。

#### (5) 気象の凶暴化と災害の多発化

県内でも日降水量、時間降水量が観測記録を更新するなど、豪雨による土砂災害や冠水被害が発生し、県民生活や企業活動に影響を及ぼしている。

また、近年、本県周辺で被害を伴う規模の大きな地震が発生しており、大規模な地震災害への懸念の高まりとともに、県民の安全・安心に対する要請が高まっている。

#### (6) 地球温暖化の進行

地球規模での生態系の危機や大量消費型の社会経済活動による天然資源枯渇の懸念など、自然の物質循環への負荷増大に伴う様々な環境問題が発生している中で、特に、地球温暖化の進行に伴う温室効果ガスの排出削減が急がれている。

本県においては、環境対応型製品の生産やバイオディーゼル燃料の生産・活用、風力発電、果樹剪定枝等を原料としたバイオマス発電など、温室効果ガス排出低減への取組みが進められている。

## 第2章 県土の利用に関する基本構想

### 1 県土利用の基本目標

県土は、県民の生活や生産といった諸活動の基盤であり、県民共通の財産である。

また、現在と将来の県民のための限られた資源であることから、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と各地域の特性に応じた個性ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

この場合、県土利用をめぐる基本的条件の変化を十分に考慮し、県民の理解と協力のもとに進める必要がある。

これまで、市街地の拡大を地域の発展・活性化と捉え、市街地拡大型の土地利用がなされてきたが、今後は、土地利用を拡大型から集約型に転換するとともに、これまでに形成してきた都市施設など既存ストックを

活かして機能的・効率的な地域経営（県土形成）に努めていく。

あわせて、集約拠点（都市機能の集積を促進する拠点）を明確にし、周辺地域と交通ネットワークで有機的に連携させることによって、人口減少下においても質の高い都市的サービスが得られる地域構造の実現に努めていく。

一方で、本県は、中小都市が適度に分散し、その周辺を農山漁村が取り巻く県土構造を持っており、比較的 low density で分散的な人口分布を特徴としている。そこで、都市と農山漁村の交流・連携を進めるとともに、恵まれた身近な自然、歴史、文化、景観などの地域資源を活かし、地域に活力を与える地域経営に努めていく。

これからの人口減少が進む時代においても、こうした、都市と農山漁村が有機的に連携した効率的で活力のある地域づくりのためには、幅広い世代の県民一人ひとりの努力や、住民団体、NPO、企業、行政といった多様な主体の共助・互助による県土づくりが重要であり、連携と協働による「持続可能な県土の形成」を目指していく。

## 2 県土利用の基本方針

本計画では、少子高齢化を伴う人口減少に対応した県土利用の基本目標の実現に向けて、「地域力を生み育てる県土利用」「安全・安心を確保する県土利用」「循環と共生を重視した県土利用」「美しさを育てる県土利用」の4つの視点を基本とした県土利用を進める。

その際、これら相互の関連性に留意したうえで、総合的な観点から県土利用のマネジメントを行っていく。

### (1) 地域力\*を生み育てる県土利用

少子高齢化を伴う人口減少が進む中においても地域の活力を高めていくためには、地域の歴史、文化、景観等すべての地域資源を活用するとともに、県内外の企業や大学、行政などの多様な連携により新たな価値を生み出し、県内で創られた農林水産物や製品、サービスなどの価値を一層高めていく仕組みを作っていく必要がある。

そして、それに必要な基盤を整備・確保し、振興支援策を積極的に展開し、都市部及び農山漁村部の活性化を図ることが重要である。

暮らしや産業経済を支える社会資本については、全国的・広域的な視点や地域の実情を踏まえ、真に必要な社会資本を整備するとともに、その機能の維持管理から向上・活用まで総合的な視点に立ち、ストックを活かした質の高い社会資本づくりを進める。

また、県内全ての市町村が豪雪地帯に指定され、かつ特別豪雪地帯が県土の76%を占める厳しい気象条件下にある本県においては、冬季間の交通の確保は重要な課題であり、道路や歩道等の除雪対策等により、県民生活・経済活動の活力維持を図る必要がある。

加えて、他地域との交流・連携の活発化につながる広域交通体系の整備や、地域の歴史、文化、景観等の地域資源を活用した観光や交流の拡大を図り、県内外の様々な活力を誘引していく。

※（注）地域力：地域にあるすべての資源（社会資本、産業、人材、自然環境、歴史、文化等）、地域コミュニティ、地域への愛着心から成る、地域の総力のこと。

### (2) 安全・安心を確保する県土利用

県民生活の安全・安心を確保することは、行政の基本的かつ重要な責務である。

そのため、県民の生活・生産活動の基盤となる県土の保全を図り、安心して住み続けることができる県土を形成し、次の世代に良好な状態で県土基盤を引き継いでいくことが重要である。

県土の利用に当たっては、地域の地勢・地形・水系等の特性を十分に考慮したうえで、土砂災害対策、県土保全施設の整備、ライフライン施設の耐震化、オープンスペースの確保、防災拠点施設の整備等を図り、災害に強いまちづくりを進める。

また、農地や森林は、農業生産活動や適切な管理を通じて土砂災害や洪水災害等の防止・軽減機能を発揮しており、県土の保全と安全性の確保に果たす役割は大きいことから、農地及び森林の保全を進める。

### (3) 循環と共生を重視した県土利用

本県は、豊かな緑と豊富な水資源などの自然の恩恵に包まれており、「草木塔」にみられるような自然との共生の文化を生み出している。その豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、自然と調和した県土利用を進める必要がある。

その場合、草木塔に象徴される自然と人間との調和の精神の観点から、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、原始的な自然地域等を核として県境を越えた視点や生態的なまとまりを考慮したエコロジカル・ネットワークの形成による自然の保全・再生・創出などを図っていく。

また、資源・エネルギーを地域の中で循環利用する仕組みの構築や、地球温暖化防止のために低炭素社会の実現に向けた地域システムづくりに取り組み、経済や地域の活力向上に結びつけ、国内外を牽引する「環境先進地山形」の形成を図る。

#### (4) 美しさを育てる県土利用

本県の景観の骨格は、月山や鳥海山をはじめとする秀麗な山岳や母なる川「最上川」によって形づくられており、そこに地域の気候や住環境、農業形態等が加わり、四季折々の田園風景をつくり出している。

市街地とこれを囲む水田、畑地、樹園地等の田園、その外側の前山群の樹林地がつくる土地利用の三重構造が、市街地景観・田園景観・林地景観を美しくしており、美しい風景、地域の歴史や文化と結びついた風景は、人々を引きつける魅力を持っている。

本県においては、平成20年7月1日に山形県景観条例が施行され、条例に基づく景観形成が進められている。

景観は、美しい県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、県民共通の資産である。まちなみの景観や幹線道路の沿道景観、農山漁村における緑あふれる景観、沿岸域における砂丘景観等を、県民、NPO、行政等の協働により地域づくり・まちづくりと一体となって形成・保全し、県土の美しさを育て、次世代に良好な状態で引き継いでいく必要がある。

### 3 県土利用の総合的マネジメント

県土を良好な状態で次世代に継承していくには、県民、住民団体、NPO、企業、大学、行政が一体となって県土の保全・管理に取り組む必要がある。県内では、地域住民やボランティア、NPOによる環境保全・形成の取組みや企業の社会貢献活動として地域内美化への取組み等が行われている。これらの取組みに加えて、土地所有者による適切な管理と行政機関による公的な役割の行使により、多様な主体が連携・協働し、県土の保全・管理を図る必要がある。

また、県土の適切な土地利用を進めるには、県民と第一線で向き合う市町村との連携が不可欠なことから、市町村との対話を通じ地域の実情把握に努め、市町村とともに地域が抱える土地利用上の課題に対処していく。

この場合、国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用や、広域的に影響を及ぼす土地利用への適切な対処、集落の維持が困難になる地域への対応等、県民と行政等が一体となって県土の利用を図っていく。

### 4 地域類型別の県土利用の基本方向

都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向は次のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、これら地域の土地利用が相互に関連していることから、それぞれを個別にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

#### (1) 都市

都市については、人口減少、高齢化の進展等の中で、全体としては市街化圧力と人口密度の低下が見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、拡大型から集約型の都市構造や低炭素型の都市構造なども視野に入れて、高齢者や障がい者にとっても暮らしやすいコンパクトな都市の形成を図る必要がある。

このため、中心市街地等における都市機能の集積やアクセシビリティの確保を推進しつつ、既成市街地においては、必要に応じて土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。

市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。

また、都市が適度に分散し、その周辺を農山漁村が取り巻く本県の県土構造を踏まえ、交通ネットワークの整備によって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とする。

都市の整備に当たっては、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化、雪に強いみちづくり等により、災害や雪に対する安全性を高め、災害や雪に強い都市構造の形成を図る。あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置し、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、緑地・水面等の効率的な配置等により、環境への負荷が少ない都市の形成を図る。

さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間の確保等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

## (2) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有し、県民への潤いと安らぎの提供など多面的機能を有する県民共通の財産である。

そのため、地域の特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域資源を活かした産業化、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、農山漁村の集落機能の維持と再生を図り、健全で活力ある地域社会を築く。

このような対応の中で、優良農用地、森林及び沿岸域を保全・確保するとともに、地域住民等を含む多様な主体の参画による農業用の水路や道路等の維持管理等により、県土資源の適切な管理を図る。あわせて田園風景と一体となった農山漁村景観、自然環境、生態系の維持・形成を図り、農山漁村全体を保全する取組みを推進する。里山などの身近な森林については、特用林産物等の生産の場、自然体験・交流の場などの幅広い利活用を図る。

また、農山漁村の良好な環境などの都市住民への提供、都市的サービスの農山漁村の住民への提供といった双方向の交流を促進し、効率的な土地利用を図る。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮し、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

## (3) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき自然環境保全地域や自然公園の区域、里山環境保全地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保など生態系ネットワークの形成に配慮し、適正に保全する。自然環境が劣化している場合には、残された自然の保全を図るとともに、劣化した自然の再生を図る。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、これらの観点から都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図る。

また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

## 5 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は次のとおりとする。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、地域力を生み育てる県土利用、安全・安心を確保する県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美しさを育てる県土利用といった横断的な観点に十分留意する必要がある。

### (1) 農用地

農用地については、本県が有数の農業県であり、安全・安心かつ良質な農畜産物の供給県であることから、気候や地形などの地域の特性や資源を活用した適地適作、生産性の向上に努め、食料自給率の向上と農業生産力の維持強化に向け、農業生産の基盤となる農用地の確保と整備を図り、「食料供給県山形」の確立に取り組んでいく。

また、不断の良好な管理を通じて県土の保全、水源のかん養や水の一時的貯留機能による洪水被害の防止や軽減、自然環境の保全等の農業の有する多面的機能の維持を図る。

### (2) 森林

森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能を有しているとともに、温室効果ガス吸収源としての役割が期待されているが、林業の長期的低迷等により手入れの行き届かない森林が増加している。このような状況を踏まえ、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。

また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を維持する緑地として保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え県民の多様な要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。

さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図り、健全な状態で次世代へ継承する。

### (3) 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

### (4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

また、水面・河川・水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース、熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

### (5) 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持修繕による長寿命化や適時の更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。一般道路の整備に当たっては、道路の安全性や歩行者や高齢者に優しくまちの魅力を高めるアメニティの向上、救急時の搬送時間の短縮、災害時の緊急輸送路の確保等防災機能の向上及び公共・公益施設の収容機能等の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮する。また、県民協働による道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めるとともに雪に強いみちづくりを推進する。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。

農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

### (6) 住宅地

住宅地については、人口や世帯数の動向、少子高齢化の進行、世帯構成の変化等を踏まえ、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図る。あわせて、住宅周辺的生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。

また、地すべり、土砂災害、洪水等の災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な県土利用を図る。特に都市地域においては、環境の保全に配慮しつつ、必要に応じて土地利用の高度化、低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

### (7) 工業用地

工業用地については、雇用の場の安定的な確保と拡大及び地域経済の活性化を図るため、環境の保全に配慮し、グローバルな状況の変化や経済情勢等を踏まえて、工業生産に必要かつ需要に応じた用地の確保を図る。

また、工場移転、業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、

良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

(8) その他の宅地

事務所・店舗用地等その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、低未利用地の有効利用、中心市街地における都市福祉施設の整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、経済状況の変化に対応して、必要な用地の確保を図る。

また、郊外の大規模集客施設については、広域的な影響や中心市街地への影響、地域の合意形成、地域の土地利用や地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

(9) 公用・公共用施設の用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空家・空店舗の再利用や街なか立地に配慮する。

(10) レクリエーション用地

レクリエーション用地については、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域振興等活性化の観点から総合的に勘案し、自然条件や施設の性格等に基づき、既存用地の有効利用を促進する。

この場合、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適正な配置とその広域的な利用に配慮するとともに、各種開発基準を遵守し、地元住民の意向を十分考慮する。

(11) 低未利用地

低未利用地のうち、都市の低未利用地は、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図る。

農山漁村の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することなどにより、農用地としての活用を図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて積極的に有効利用を図る。

(12) 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション、港湾等の場として県民生活に多様なかわりを持していることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用に配慮する。

また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全と適正な利用を図る。

### 第3章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

#### 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は、平成31年とし、基準年次は平成19年とする。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口については、計画の目標年次である平成31年にはおよそ109万人と想定する。
- (3) 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況や面積の推移についての調査に基づき、将来人口や各種計画を参考に利用区分別の土地面積を推計し、土地利用の実態との調整を行い

定めるものとする。

(5) 県土の利用の基本構想に基づく平成31年の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりである。

なお、地域別の概要も含め、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

(注) 人口については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」（平成19年5月推計）を基に、目標年次の数値を補間して算出した。

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位：km<sup>2</sup>、%)

| 利 用 区 分  | 平成19年 | 平成31年 | 構 成 比 |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|
|          |       |       | 平成19年 | 平成31年 |
| 農用地      | 1,250 | 1,180 | 13.4  | 12.7  |
| 農地       | 1,241 | 1,171 | 13.3  | 12.6  |
| 採草放牧地    | 9     | 9     | 0.1   | 0.1   |
| 森 林      | 6,690 | 6,690 | 71.8  | 71.8  |
| 原 野      | 9     | 9     | 0.1   | 0.1   |
| 水面・河川・水路 | 248   | 250   | 2.7   | 2.7   |
| 道 路      | 261   | 281   | 2.8   | 3.0   |
| 宅 地      | 281   | 291   | 3.0   | 3.1   |
| 住宅地      | 170   | 175   | 1.8   | 1.9   |
| 工業用地     | 18    | 19    | 0.2   | 0.2   |
| その他の宅地   | 93    | 97    | 1.0   | 1.0   |
| その他      | 584   | 623   | 6.3   | 6.7   |
| 合 計      | 9,323 | 9,324 | 100.0 | 100.0 |
| 市街地      | 114   | 114   | —     | —     |

(注) 1 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

2 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。

平成19年の市街地面積は平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

3 各利用区分の構成比は四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

## 2 地域別の概要

地域の区分は、県土における自然的、社会的、経済的及び文化的条件を勘案して、村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域の4地域とする。

なお、地域別の土地利用の方向については、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、各地域の特性に応じた個性ある発展と、環境の保全・地域景観の形成等に配慮した土地利用を図るものとする。

### (1) 地域別の展開方向

#### ① 村山地域

この地域は、人口や県内総生産が県の約半分を占め、様々な産業や教育研究機能等の集積がなされ、都市の周辺を田畑や果樹園が取り巻く都市的環境と農村・自然環境を相備えた地域であり、最上、置賜、庄内、仙台圏域を結ぶ要の位置ともなっている。

今後は、伝統的な地場産業から先端分野にいたる幅広いものづくり産業の集積や果樹を中心とした複合経営農業といった地域資源を磨き上げ、人的・物的・知的な交流と連携を繰り返して、都市的利便性を享受でき、農村環境や自然環境をも大切に活かしていく「新たな田園都市圏」の形成を目指していくものとし、農村環境・自然環境の保全と中心市街地の活性化を含めた生活環境の整備を図る。

また、周辺各地域との交流と連携を深める取組みを進め、高速道路や情報通信ネットワークなど交流基盤のさらなる整備を促進する。

## ② 最上地域

この地域は、都市と農村が調和をとりつつ、自然の恵みを享受しながら、自然と一体となった生活文化を継承発展させ、豊かな人間性を培い、農林業を中心とした産業の振興を図ってきた地域である。

今後は、地域の主産業である農業を活かしつつ、観光産業の拡大や製造業の集積を進めるなど厚みのある産業づくりに向けた取組みを進めるとともに、低炭素社会の実現に向けた環境先進地域を目指す取組みを進めていく。さらに、循環型農業を推進し、耕作放棄地の活用、商店街・温泉街の賑わいづくりやまちづくりを推進する。

また、広域エリアの交流・連携強化に向けた高速道路等の整備促進と活用、生活幹線道路の機能充実を図るとともに、地域の安全・安心を支える社会資本の整備、高齢者世帯などへの除排雪支援や交通手段の確保対策など定住環境の整備を進める。

## ③ 置賜地域

この地域は、東北でも冠たる集積を持つ製造業を有するとともに、城下町としての繁栄や最上川の舟運などによりもたらされた多様な文化や互助・福祉の心などが脈々と息づいている地域である。

今後は、製造業において、地域の優れたものづくり資源などを活用した高い付加価値の創出、食品産業・医療機器などの新分野への進出を促進するとともに、収益性の高い地域農業の確立を図る。さらに、自然の豊かさや、伝統野菜、山菜などの地域の特色ある産品を活用し、農と食を起点とした商業・工業・観光の連携による総合産業の創出を推進する。

また、首都圏や隣接県との交流を広げ、地域内の公共交通網や情報基盤を整備・維持するとともに、災害や雪に強い地域づくり、地域資源を活用した地域おこし、まちの賑わいづくりなどを進める。

## ④ 庄内地域

この地域は、城下町・湊町文化、出羽三山信仰に見られる精神文化などの上質な文化を育み、農林水産業や食品産業をはじめとするものづくり産業を育ててきた。また、海路、空路、陸路の結節点として内陸部や太平洋沿岸地域とのゲート機能を担う、東北日本海沿岸における環日本海圏並びに東アジアとの交流拠点地域である。

今後は、自然を敬い、公益の心を大事にし、創意工夫を凝らしながら仕事に取り組むという庄内の姿を守りながら、伝統と革新が融合した新しい地域モデルの創造を目指すこととし、地域資源を活用した魅力づくりによる地域活性化、「食の都庄内」づくりや映画ロケ地の発信力を活用した滞在型観光の推進、地域の特長を活かした知的産業群の構築を図る。また、豊かな自然や景観美と生態系を守り、後世に継承するとともに、高速交通網の整備充実と県内外との広域交流の拡大推進、酒田港の物流機能の強化を進め、北東・東アジアへの交流基盤を整備する。

## (2) 地域別の利用区分ごとの規模の目標

① 計画の目標年次、基準年次及び利用区分は1に準じる。

② 平成31年の地域別の人口は、村山地域は約54万人、最上地域は約8万人、置賜地域は約21万人、庄内地域は約27万人と想定する。

③ 平成31年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は表2のとおりである。

なお、その概要は次のとおりである。

ア 農用地については、宅地や道路等への転用により全体として減少するものの、優良農用地の確保を図り、村山地域は340km<sup>2</sup>、最上地域は179km<sup>2</sup>、置賜地域は247km<sup>2</sup>、庄内地域は414km<sup>2</sup>程度と見込まれる。

イ 森林については、適切な保全・管理を図ることとし、村山地域は1,733km<sup>2</sup>、最上地域は1,418km<sup>2</sup>、置賜地域は1,922km<sup>2</sup>、庄内地域は1,617km<sup>2</sup>程度と見込まれる。

ウ 原野については、最上地域は5km<sup>2</sup>、置賜地域は3km<sup>2</sup>程度と見込まれる。

エ 水面・河川・水路については、村山地域は73km<sup>2</sup>、最上地域は43km<sup>2</sup>、置賜地域は54km<sup>2</sup>、庄内地域は81km<sup>2</sup>程度と見込まれる。

オ 道路については、村山地域は96km<sup>2</sup>、最上地域は36km<sup>2</sup>、置賜地域は62km<sup>2</sup>、庄内地域は87km<sup>2</sup>程度と見込まれる。

カ 宅地のうち、住宅地は市街化圧力の低下、住宅地需要の低下により、村山地域は73km<sup>2</sup>、最上地域は14km<sup>2</sup>、置賜地域は42km<sup>2</sup>、庄内地域は47km<sup>2</sup>程度と見込まれる。

工業用地については、村山地域は8km<sup>2</sup>、最上地域は1km<sup>2</sup>、置賜地域は5km<sup>2</sup>、庄内地域は5km<sup>2</sup>程度と見込まれる。

その他の宅地については、村山地域は39km<sup>2</sup>、最上地域は7km<sup>2</sup>、置賜地域は22km<sup>2</sup>、庄内地域は28km<sup>2</sup>程度と見込まれる。

キ その他については、村山地域は258km<sup>2</sup>、最上地域は101km<sup>2</sup>、置賜地域は139km<sup>2</sup>、庄内地域は125km<sup>2</sup>程度と見込まれる。

ク 市街地の面積については、市街地への人口流入が見込まれるものの、全体として人口減少が見込まれることから村山地域は57km<sup>2</sup>、最上地域は5km<sup>2</sup>、置賜地域は22km<sup>2</sup>、庄内地域は30km<sup>2</sup>程度と現状維持が見込まれる。

表2 地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位：km<sup>2</sup>、%)

| 利用区分     | 村山地域  |       |      |      | 最上地域  |       |      |      |
|----------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|------|
|          | H19   | H31   | 構成比  |      | H19   | H31   | 構成比  |      |
|          |       |       | H19  | H31  |       |       | H19  | H31  |
| 農用地      | 367   | 340   | 14.0 | 13.0 | 188   | 179   | 10.4 | 9.9  |
| 農地       | 366   | 338   | 14.0 | 12.9 | 186   | 176   | 10.3 | 9.8  |
| 採草放牧地    | 1     | 1     | 0.1  | 0.1  | 2     | 2     | 0.1  | 0.1  |
| 森林       | 1,733 | 1,733 | 66.2 | 66.2 | 1,418 | 1,418 | 78.6 | 78.6 |
| 原野       | 0     | 0     | 0.0  | 0.0  | 5     | 5     | 0.3  | 0.3  |
| 水面・河川・水路 | 72    | 73    | 2.8  | 2.8  | 43    | 43    | 2.4  | 2.4  |
| 道路       | 89    | 96    | 3.4  | 3.7  | 33    | 36    | 1.8  | 2.0  |
| 宅地       | 115   | 120   | 4.4  | 4.6  | 21    | 22    | 1.2  | 1.2  |
| 住宅地      | 71    | 73    | 2.7  | 2.8  | 13    | 14    | 0.7  | 0.8  |
| 工業用地     | 7     | 8     | 0.3  | 0.3  | 1     | 1     | 0.1  | 0.1  |
| その他の宅地   | 37    | 39    | 1.4  | 1.5  | 7     | 7     | 0.4  | 0.4  |
| その他      | 242   | 258   | 9.2  | 9.8  | 95    | 101   | 5.3  | 5.6  |
| 合計       | 2,619 | 2,619 | 100  | 100  | 1,804 | 1,804 | 100  | 100  |
| 市街地      | 57    | 57    | —    | —    | 5     | 5     | —    | —    |

| 利用区分     | 置賜地域  |       |      |      | 庄内地域  |       |      |      |
|----------|-------|-------|------|------|-------|-------|------|------|
|          | H19   | H31   | 構成比  |      | H19   | H31   | 構成比  |      |
|          |       |       | H19  | H31  |       |       | H19  | H31  |
| 農用地      | 262   | 247   | 10.5 | 9.9  | 432   | 414   | 18.0 | 17.2 |
| 農地       | 259   | 243   | 10.4 | 9.7  | 431   | 413   | 17.9 | 17.2 |
| 採草放牧地    | 4     | 4     | 0.1  | 0.1  | 1     | 1     | 0.1  | 0.1  |
| 森林       | 1,922 | 1,922 | 77.0 | 77.0 | 1,617 | 1,617 | 67.2 | 67.2 |
| 原野       | 3     | 3     | 0.1  | 0.1  | 0     | 0     | 0.0  | 0.0  |
| 水面・河川・水路 | 53    | 54    | 2.1  | 2.2  | 81    | 81    | 3.4  | 3.4  |

|        |       |       |     |     |       |       |     |     |
|--------|-------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|
| 道路     | 58    | 62    | 2.3 | 2.5 | 81    | 87    | 3.4 | 3.6 |
| 宅地     | 66    | 68    | 2.7 | 2.7 | 78    | 81    | 3.3 | 3.4 |
| 住宅地    | 41    | 42    | 1.6 | 1.7 | 46    | 47    | 1.9 | 2.0 |
| 工業用地   | 5     | 5     | 0.2 | 0.2 | 5     | 5     | 0.2 | 0.2 |
| その他の宅地 | 21    | 22    | 0.8 | 0.9 | 27    | 28    | 1.1 | 1.2 |
| その他    | 131   | 139   | 5.2 | 5.6 | 117   | 125   | 4.9 | 5.2 |
| 合計     | 2,496 | 2,496 | 100 | 100 | 2,405 | 2,406 | 100 | 100 |
| 市街地    | 22    | 22    | —   | —   | 30    | 30    | —   | —   |

- (注) 1 各利用区分の構成比は四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。  
 2 面積が0.5km<sup>2</sup>未満の箇所は0km<sup>2</sup>と表記。  
 3 平成19年の市街地面積は平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

#### 第4章 第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第3章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

この場合、公共の福祉を優先させるとともに、県土利用の方向である「地域力を生み育てる県土利用」「安全・安心を確保する県土利用」「循環と共生を重視した県土利用」「美しさを育てる県土利用」の各視点に立ち、「県土利用の総合的マネジメントの推進」により総合的に施策を実施するものとする。

##### 1 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

##### 2 県土利用の質的向上の展開

###### (1) 地域力を生み育てる県土利用

###### ① 地域振興施策の推進

ア 県内外の企業や大学、行政などの多様な連携によって新たな価値を生み出し、県内で創られた農林水産物や製品、サービスなどの価値を一層高めていく仕組みづくりを進めるとともに、それに必要な基盤を整備・確保し、販売流通対策を積極的に展開していく。

イ 既存の公共施設の他（多）用途転用などの有効活用や長寿命化を推進しつつ、社会資本の計画、建設、維持管理、改築、除却に至るまでを、管理主体を超えて計画的に行うアセットマネジメントシステム<sup>\*</sup>の導入を進める。

※（注）アセットマネジメントシステム：社会資本を資産ととらえ、その劣化等を将来にわたり推測することにより、最も費用対効果の高い維持・管理や対策を行うための方法のこと。

ウ 地域の歴史、文化、景観等の地域資源を活用した体験型観光や中心市街地活性化対策の推進及び他地域との交流・連携の活発化につながる広域交通体系の整備や社会資本整備を契機とした交流・連携型の地域づくりの推進を図る。

###### ② 県土の利便性の確保

ア 道路、鉄道、航空ネットワークなどの広域的な交通ネットワークの機能強化や酒田港の機能強化を図るとともに、高度情報通信基盤等の社会資本の整備を進める。

イ 公共施設や交通施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの視点から高齢者や障がい者等の利用と利便性に配慮するとともに、冬季間における道路や歩道の除排雪、消雪、防雪対策により、通行と安全の確保を図る。また、公共交通機関の維持をはじめ、日常生活を支える交通ネットワークの整備を進める。

### ③ 県土の有効利用の推進

#### ア 農用地

農用地については、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の重要性を認識し、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、担い手への農用地の面的集積の促進や農業生産法人等の多様な担い手の育成による有効利用を図る。

また、農産物の販売促進・流通対策により、出荷数量の拡大と安定確保を図り、農用地としての利用を維持・確保していくとともに、農業の生産性向上のための生産基盤の整備や更新を促進する。

#### イ 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、路網の整備を図り、搬出環境を整え、適切な整備・保全を計画的に推進するとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。

また、美しい景観や森林環境教育、憩い・癒しの場、レクリエーション利用の場としての総合的な利用を図るとともに、やまがた緑環境税を活用した取組みを進めていく。

加えて、森林の整備を推進する観点から、県産材の利用や木質バイオマスの利活用を促進する。

#### ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水・利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量と水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

#### エ 道路

道路については、中心市街地の電線類の地中化、県民協働による道路緑化等を推進し、良好な道路景観の形成を図るとともに、ユニバーサルデザインの視点から人に優しい道路空間の整備を図る。

また、長寿命化修繕計画に基づく適切な維持修繕により、長寿命化を図る。

#### オ 住宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、新たな宅地需要については、土地利用を集約型にする観点から低未利用地の活用可能性をまず検討したうえで進め、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。

加えて、既存ストックの有効活用や適切な維持管理による長寿命化、既存住宅の流通促進を図る。

また、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

#### カ 工業用地

工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業用地の需要に応じた整備を進める。

また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地の有効利用の促進を図る。

#### キ 低未利用地

市街地内の低未利用地や農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、土地利用を集約型にする観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。

耕作放棄地については、県土の有効利用並びに環境や景観保全の観点から、再耕地化を推進するとともに、地域の実情に応じ、周辺土地利用との調整を図りながら森林への転換等の利用促進を図る。推進に当たっては、農産物の販売促進策や担い手確保対策、地域条件に適した作物の導入、畑地化事業の実施、農地の面的集積の促進等、地域の実情を踏まえた各種施策に総合的かつ計画的に取り組んで行く。

### (2) 安全・安心を確保する県土利用

#### ① 県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、土砂災害、洪水、地震、津波、豪雪、雪崩、火山噴火等への対応に

配慮しつつ、適正な県土利用への誘導を図るとともに、県土の保全施設\*の整備を推進する。

また、水需給体制の整備のため、水利用の合理化、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

※（注）県土の保全施設：治山施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策施設、雪崩防止施設、地すべり対策施設、下水道施設等。

② 県土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保、諸機能の分散等を図る。また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した県土利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、諸機能の分散配置、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険区域についての情報の周知等を図る。

③ 森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて間伐等の森林の整備、保安林の計画的な指定と適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。

その際、林道や作業道などの路網の整備や機械化等効率的な作業システムの整備、県産材の利用並びに、生産、流通及び加工段階における条件整備、林業の担い手育成等を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

④ 老朽化している橋梁については、計画的な補修を行い、長寿命化を図る。

⑤ 警戒避難関連情報の適時・適切な提供を行うとともに、ハザードマップの作成を促進する。

### (3) 循環と共生を重視した県土利用

① 地球環境保全に向けた取組みを推進するため、バイオマスなどの未利用資源や太陽光などの再生可能エネルギーの活用など、それぞれの地域の特性に応じた低炭素化社会の形成に向けた取組みを進める。

② 二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図るとともに、木造住宅や公共施設等への木材利用等、県産木材の利用を推進する。

③ 農用地や森林の適切な維持管理による多面的機能の維持、水辺や水生生物の保全による河川・湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷の低減を図る。

④ 循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努める。

⑤ 高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。在来の野生動植物の生息・生育、希少性の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。

⑥ 家畜排せつ物を利用して堆肥を製造し、土づくりに利活用するなどの耕畜連携を進める。

⑦ 二酸化炭素排出源となる自家用車への過度な依存から公共交通機関の利用拡大への転換を図る。

### (4) 美しさを育てる県土利用

① 自然や歴史的風土の保存、史跡・文化財の保護を図り、美しい県土景観を形成するため、関係法や山形県景観条例、山形県屋外広告物条例による適切な規制・誘導を行う。

また、県が実施する土木その他の建設事業については、山形県公共事業景観形成基準に配慮のうえ行う。

② まちなみ景観や沿道景観、農山漁村における緑あふれる景観、沿岸域における砂丘景観等の形成・保全を、県民、NPO、行政等の協働により取り組んでいくとともに、眺望景観資産等を活用した地域づくり・まちづくりを進めていく。

③ 美しくゆとりある生活環境を形成するため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。

また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた秩序ある土地利用への誘導を進める。

④ 良好な環境を確保するため、環境影響評価法及び山形県環境影響評価条例に基づき、事業の実施段階において環境影響評価を実施する。

また、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面や景観との調和の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

### 3 県土利用の総合的マネジメントの推進

#### (1) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及び都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の土地利用関係法の適切な運用を図るとともに、本計画や山形県土地利用基本計画、市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。

また、県土の適正な土地利用を進めるためには、市町村との連携が不可欠なことから、県計画を踏まえて市町村が策定する地域の実情に即した新たな市町村計画の策定支援を行う。

#### (2) 土地利用転換の適正化

① 土地の利用転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、地域社会・地域経済に及ぼす影響、その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。

さらに、農用地や原野等の減少に見られるように農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方で低未利用地が増加していることから、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

② 農用地の土地利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

③ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、森林の有する水源かん養や県土の保全機能等の多面的機能や景観等に与える影響を踏まえ、周辺の土地利用との調整を図る。

④ 原野の利用転換を行う場合には、自然環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

⑤ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲にわたることから、地域経済の活性化や周辺地域への波及効果の視点も加味したうえで、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮した適正な土地利用の確保を図ることとする。

この場合、関係法や山形県都市計画広域調整要綱及び市町村土地利用計画の広域調整要綱の適切な運用により、関係行政機関相互の調整を十分に図る。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

⑥ 都市周辺における農家と非農家が混住する地域において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。

## (3) 多様な主体の連携と協働による県土利用の展開

土地所有者以外の者が、県土の管理や保全活動に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、協働することによる地域連帯感の醸成や地域への愛着のきっかけ、地域内外での交流の促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など、適切な県土の利用に資する効果が期待できる。

このため、国や県、市町村による公的な役割、土地所有者等による適切な管理に加え、森林ボランティア等による森林づくり活動や地域住民による農業用の水路や道路の維持管理・河川清掃活動、地元農産物や県産材の地産地消の展開、緑化活動に対する募金等、所有者、地域住民、企業、大学、行政、他地域に居住する住民など多様な主体がそれぞれの長をを活かした様々な方法により県土の適正な利用、適切な管理に参画していく取組みを推進していく。

## (4) 生活圏を考慮した広域機能分担の検討

人口減少や景気の低迷等により、行政の財政状況が悪化している中では、全ての市町村が同じ機能を持つ公共施設を建設し、維持管理を行うことが困難になってきている。県民の生活圏が広域化している現状においては、生活圏を考慮し、隣接・近隣市町村間、市町村と県との間で行政サービスの機能分担を図り、共同して行政サービスを提供していく広域機能分担の検討を、必要に応じて実施していく。

また、地域の特性を踏まえ、県内のどこに暮らしていても、一定の範囲において、医療や福祉など日々の暮らしに不可欠な機能を充足できる圏域を形成していく。

高齢化率が著しく高い地域等、集落の維持が困難となる地域については、介護サービス等の必要なサービスの提供が可能となるよう努めるとともに、集落を離れることを希望する人の受け入れ態勢の整備を図る。

## (5) 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層推進するため、国土調査、地価調査等の県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、調査結果を県民にわかりやすく提供し、調査結果の普及・啓発を図る。

加えて、県土利用、土地取引、地価等の県土に関する情報を適切に管理し、県土利用の動向について分析し、県民にわかりやすく情報提供を行い、県民の県土形成意欲の増進を図る。

## (6) 指標の活用

持続可能な県土管理に資するため、本計画の推進等に当たっては、各種指標の活用を図り、県土利用を量的及び質的側面の双方から把握し、施策に反映させていく。

また、今後の県土利用をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の総合的な点検を行う。

---

**山形県告示第357号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき上市市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画特別用途地区
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

---

**山形県告示第358号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称  
長井都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
(1) 追加する部分

長井市九野本字西高野、字大正、字東新町、字谷地寺、字大谷地、字長野、字中道、字高野及び字谷地、泉字中河原壺、字中河原式、字中河原三、字中河原四、字落堀、字向川原、字丸山壺、字丸山式、字丸山参、字船場壺、字船場式、字船場三、字金山、字東田之入、字枝沢、字東一本木、字先達沢、字五葉沢、字羽黒沢、字境之沢、字松河端壺、字松河端式、字前開、字白川向壺、字白川向式、字高野河原壺、字高野河原式、字高野河原三、字高野河原四、字前川原壺、字壺本木、字金坪、字前小路、字館、字向野、字河原子壺、字河原子式、字河原子三、字羽黒南、字前川原式及び字的場、時庭字壇ノ越、字諏訪、字諏訪前、字諏訪ノ下、字八幡前、字南田、字田仲前、字田仲北、字町屋敷、字仲道、字仲道東、字下川原、字下川原西、字壇廻、字向北、字六角、字石仏、字藤檀、字川崎、字上川原、字上川原前、字向川原、字向川原前、字向川原西、字板橋東、字滑志川原、字東滑志、字向西、字舟場上、字向、字東川原、字船場尻、字塔場東、字街道東、字街道、字街道西、字船場、字中島川原、字豊成、字豊改二、字豊田、字五ノ神、字猫作、字九枚田、字細川及び字田仲、歌丸字下歌丸、字下歌丸式、字下歌丸参、字下歌丸四、字中道、字中道式、字中道参、字中道四、字中道五、字中道六、字界斉、字界斉壺、字界斉式、字界斉参、字界斉四、字界斉五、字界斉六、字界斉七、字下河原、字下川原一、字下川原三、字下川原四、字川原一、字川原二、字川原三、字川原四、字六本佛壺、字田中六及び字田中七、河井並びに今泉地内

(2) 削除する部分 なし

### 3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部西置賜道路計画課

#### 山形県告示第359号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

(1) 種類 米沢都市計画道路

(2) 名称 3・4・16号万世町関根線、3・4・18号塩井城西線、3・5・20号相生町遠山線及び3・5・22号小野川線

#### 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第360号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

米沢都市計画用途地域

#### 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

#### 山形県告示第361号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

米沢都市計画特別用途地区

- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第362号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
米沢都市計画準防火地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第363号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第364号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画特別用途地区
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第365号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画準防火地域
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
-

**山形県告示第366号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
    - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
    - (2) 名称 蔵王みはらしの丘地区地区計画
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第367号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画高度地区
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第368号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
    - (1) 種類 山形広域都市計画地区計画
    - (2) 名称 蔵王みはらしの丘地区地区計画
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第369号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき上山市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
山形広域都市計画用途地域
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
-

**山形県告示第370号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 東根都市計画下水道
  - (2) 名称 東根公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第371号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・6・1号新築西通り二口橋線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成22年3月31日 東北地方整備局告示第81号

**山形県告示第372号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・5号旅籠町八日町線、3・2・11号双月志戸田線、3・3・2号旅籠町千歳線及び3・4・28号四日町日月山線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成22年3月31日 東北地方整備局告示第82号

**山形県告示第373号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・1号上山山形西天童線、3・5・12号大野目鮎洗線及び3・5・24号銅町江俣線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成22年3月31日 東北地方整備局告示第83号

**山形県告示第374号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・28号四日町日月山線及び3・6・1号新築西通り二口橋線
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 平成16年1月26日東北地方整備局告示第5号の事業地のうち山形市薬師町二丁目及び双月町二丁目地内において事業地を変更し、番外地及び双月町一丁目を削る。
  - (2) 使用の部分 山形市薬師町二丁目、番外地並びに双月町一丁目及び二丁目地内を加える。
- 5 告示年月日及び番号  
平成22年3月31日 東北地方整備局告示第84号

---

**公 告**

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年8月9日まで縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トステムビバ山形元木店舗  
山形市南二番町5番5号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

トステムビバ株式会社 埼玉県上尾市上298番地の1  
代表取締役 豆成勝博

## 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称            | 所 在 地       |
|----------------|-------------|
| スーパーデンコードー山形南店 | 山形市南二番町5番5号 |

(変更後)

| 名 称          | 所 在 地       |
|--------------|-------------|
| トステムビバ山形元木店舗 | 山形市南二番町5番5号 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称        | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|------------|----------------------|---------|
| 株式会社デンコードー | 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号 | 井 上 元 延 |

(変更後)

| 名 称        | 住 所                | 代表者の氏名  |
|------------|--------------------|---------|
| 株式会社サンドラッグ | 東京都府中市若松町一丁目38番地の1 | 才 津 達 郎 |
| 株式会社セリア    | 岐阜県大垣市外濠二丁目38番地    | 河 合 宏 光 |

## 4 変更年月日

平成22年3月28日

## 5 届出年月日

平成22年3月15日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年8月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成22年8月9日まで縦覧に供する。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トステムビバ山形元木店舗  
山形市南二番町5番5号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
トステムビバ株式会社 埼玉県上尾市上298番地の1  
代表取締役 豆成勝博
- 3 変更する事項  
駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（変更前）3か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
（変更後）3か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日  
平成22年3月28日
- 5 届出年月日  
平成22年3月16日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年8月9日までに知事に提出することができる。  
(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システムに係る電子計算機等の賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年4月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
  - (2) 日時 平成22年5月21日（金）午後3時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県建設事業情報総合管理システムに係る電子計算機等の賃貸借サービス一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から平成27年6月30日まで
  - (4) 納入期限 平成22年6月30日
  - (5) 納入場所 仕様書による。
  - (6) 入札方法 調達をする役務が提供される平成22年7月1日から平成27年6月30日までの期間に相当する料金の総価のうち9箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 当該役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できる

こと。

(5) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2673

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書を平成22年4月30日（金）午後4時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Computer lease service for Yamagata Prefecture public works information management system (from 1 July 2010 to 30 June 2015) 1 set

(2) Time-limit for tender : 3:30 P.M. 21 May 2010

(3) Contact point for the notice : Public Works Planning Division, Public Works Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2673